吹田市公告第５９７号

吹田市資源循環エネルギーセンター余剰電気売却に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき公告します。

令和８年11月11日

吹田市長　　後藤　圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

１	業務名称	吹田市資源循環エネルギーセンター余剰電気売却
２	業務場所	吹田市千里万博公園４番１号
３	履行期間	令和９年４月１日 ～ 令和10年３月３１日
４	業務概要	一般廃棄物を焼却し発生した蒸気で発電することにより発生した余剰電気のうち、非バイオマス由来の電気を売却するもの。
５	売却予定数量	6,985,160 ｋWh 但し、売却予定数量は履行期間内の売却量を保証するものではない。
６	契約形態	単価契約
７	入札方法	郵便入札
８	入札回数	２回までとする。
９	入札の保証	吹田市財務規則第９８条の規定に基づき免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として、当該落札者の入札書記載金額に消費税等相当額を加算した額に予定数量を乗じた額の１００分の３に相当する額を徴収するものとする。
10	契約の保証	落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約単価に予定数量を乗じた金額の１００分の１０以上の契約の保証を付さなければならない。 (1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供 (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保

証保険契約に係る保険証券の提出

11　支払条件　　月払い（原則、納付書払いとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は他の支払方法について相談に応じる。）

12　入札参加資格　　以下に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）（以下「資格者名簿」という。）登載事業者であり、取扱品目に「電気」の登録がある者であること。

(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第２条の２による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 過去３年間、官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第１に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第１８条に規定する法人をいう。）が発注した余剰電気売却契約で、規模をほぼ同じくする契約を完了した実績を１件以上有していること。

(5) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

(7) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

13　入札の無効　　前項に示した入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札並びに吹田市資源循環エネルギーセンター余剰電気売却に係る郵便入札心得書（以下「入札心得書」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

14　入札参加資格確認申請及び結果

(1) 申請書類の提出

本入札に参加を希望する者は、以下に定めるところに従い、入札参加資格にかかる証拠書類（以下「申請書」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。

ア　提出書類

(ｱ) 入札参加資格確認申請書

(ｲ) 小売電気事業者として登録されている者であることを

証する書類の写し

(ｳ) 実績調書

(ｴ) 入札参加資格要件を満たす業務実績が確認可能な書類
（契約書、仕様書等の写し）

イ　提出期間

令和８年11月11日（水）から令和８年12月23日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前９時から午後５時３０分まで（正午から午後０時４５分までを除く。）

ウ　提出場所

〒５６５－０８２６
吹田市千里万博公園４番１号
吹田市環境部資源循環エネルギーセンター（４階）

エ　申請書の取得方法

吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > その他の事業者募集 > 電力売却 > 吹田市資源循環エネルギーセンター余剰電気売却に係る制限付一般競争入札）（以下「当該案件のページ」という。）からダウンロードすること。

オ　その他

(ｱ) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(ｲ) 提出された申請書は、返却しない。

(ｳ) 申請書の提出は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便等の記録が残るものに限る。）によるものとし、イに記載する期間内に必着のこと。

(2) 結果通知

入札参加資格の確認の結果は、令和９年１月４日（月）を目途に、申請者に電話連絡したうえで電子メールにて通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して同様に通知する。

(3) 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

15　仕様書等の交付　仕様書等は、吹田市のホームページからダウンロードすること。

16　入札説明会　実施しない。

17　質疑及び回答　仕様書等に関し質疑がある場合は、仕様書とともに公開した質疑書に質疑内容を記載して電子メールにて送付すること。

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１２月９日（水）まで

メールアドレス　energycenter@city.suita.osaka.jp

質疑に対する回答は令和８年１２月１６日（水）を目途に吹田市のホ

ームページにて公表する。

18　入札日時及び入札場所

(1) 入札書受付期間日時

令和９年１月19日（火）から令和９年２月２日（火）まで

(2) 入札(開札)日時

令和９年２月３日（水）午前１１時

(3) 入札(開札)場所

吹田市千里万博公園４番１号

吹田市資源循環エネルギーセンター　４階　中会議室

19　郵便入札について

(1) 入札参加者は、原則として郵送により入札書を提出するものとする。入札書を郵送するときは、指定された方法で、指定された期日までに到着するように郵送しなければならない。

(2) 入札書は、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかによる郵送とする。その他の郵送方法による郵送の場合、無効とする。

20　入札金額　(1)入札書には1kWhあたりの単価(小数点第２位まで)を記載する。

(2)入札書の記載金額(単価)は、消費税相当額を除いた額(110分の100に相当する額)とする。

21　落札者の決定　(1) 有効な入札を行った者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内で最高価格の者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合は、入札書にあらかじめ記載された任意のくじ番号を用いて、くじにより落札者を決定する。

22　落札金額　落札者の入札書記載金額に消費税等相当額を加算した金額とする。なお、小数点以下第２位未満の端数がある場合は、これを四捨五入するものとする。

23　誓約書の提出　落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第８条第２項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

24　落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

(1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

(2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

(3) 入札心得書第１０条第１０号に該当する行為があったと認められるとき

(4) 正当な理由がなく、入札心得書第１３条に定める期間内に契約を締結しないとき

25　契約の締結　　契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

契約書に記載する単価は落札金額(入札書記載金額に消費税等相当額を加算した金額)とする。

26　その他　　(1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

(2) 入札結果の公表は吹田市のホームページにて行う。

(3) 契約の締結は、当該業務に係る令和９年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。

27　問合せ先　　吹田市千里万博公園４番１号

吹田市環境部資源循環エネルギーセンター（余剰電気売却入札担当）

電　話　（０６）６８７７－３０３８

ＦＡＸ　（０６）６８７６－４４６９

メールアドレス　energycenter@city.suita.osaka.jp